

# 石巻市学校防災基本指針

令和8年4月1日

## 基本理念

本市では、平成23年3月11日に発生した東日本大震災で、3千人を超える多くの尊い命が失われ、また、襲来した津波により甚大な被害をもたらされた。児童生徒が集う学校もまた大きな被害を受け、数多くの尊い命を失い、それまで当たり前のように続けられてきた日常の教育活動も途切れることとなった。避難所となった学校には、被災により、傷つき、行き場を失った多くの地域住民が押し寄せ、教職員はその対応に追われた。その傍ら、全国各地、世界各国の協力をいただきながら、壊滅的な被害を被った校舎を、児童生徒が笑顔で集えるよう復旧させ、日常の学びを取り戻す懸命な努力を続けた。

この震災では、それぞれの学校や教育行政における数多くの学校防災上の課題を浮き彫りにした。これらの課題は、教訓として、再びこの地を襲う可能性のある地震・津波へのより強固な備えの必要性を説くものであり、他の自然災害等への対応も含めて、状況の変化に応じた条件整備の充実を図る必要がある。

これまで、平成27年4月1日に施行した「石巻市学校防災基本方針」をもとに、命を守ることを最優先とした様々な学校防災に係る研修や実際の災害対応の経験を積み重ねてきた。この取組から得られた成果と課題を踏まえ、学校防災の在り方を改めて検証するとともに、東日本大震災の教訓を伝えつないでいくことで、より実効性の高い体制を再構築することが不可欠である。

そこで、本基本指針では、次の「命を守る学校防災の再構築」を中核として3つの基本理念を掲げ、持続可能な学校防災体制の確立と、安全・安心な学校環境の構築に努める。



## 未来へつなぐ防災教育

東日本大震災を含め、幾度も地震・津波に襲われた本市にとって、地震・津波は常に発生危険性が高く、最も生命を脅かす可能性の高い災害である。児童生徒が、地域の災害特性やこれまでの復興の営みを学ぶとともに、避難訓練を通して、発達段階に応じた適切な避難行動（自助、共助）がとれるように、長期間にわたり学校と家庭、地域が連携して防災教育を継続する。また、その教えが次世代へとつながり、未来永劫途切れることのないように、記録の継承、体験の語り継ぎを図る。

## 地域ぐるみの学校防災管理

震災の経験から、日頃からの備え、いわゆる学校防災管理体制の充実を図ることの重要性を教職員は体験的に学んだ。児童生徒の生命を守るために、学校安全マニュアルの整備・充実等、学校ができる限りを尽くし、学校運営協議会や地域防災連絡会の充実等、地域住民・保護者・関係機関と連携し、更なる安全を確保する。また、災害発生時に避難所となる学校は、施設管理者として地域住民と協働し、円滑な運営を進める。

## 災害への対応力を高める学校

教職員一人一人が災害に対する専門的な知識・技術を習得するとともに、災害の種類や大小にかかわらず、臨機応変に、組織として効率的に対応する力、いわゆる「防災に係る総合力」を高める。また、能動的な情報収集体制の構築を含め、災害対応能力の向上に向けた研修・訓練の充実を図る。

## 基本方針

「石巻市学校防災基本指針」は、本市の学校防災充実に向けた各学校の指針として位置付けるものである。学校内における災害を予防又は軽減し、災害発生時における被害の拡大を防ぐとともに、災害復旧への対応を図るため、次の基本方針を踏まえて、学校防災に関する防災教育、防災管理、災害対応力の向上に努めるものとする。

### 1 様々な条件を想定した避難訓練の実施

各学校においては、地域特性を考慮し、考えうるハザードごとに、さらに複合災害を見据えて、避難経路および避難場所を複数設定し、繰り返し避難訓練を行うことにより、状況に応じた判断力と対応力の向上を図る。これらの訓練は、教職員の積極的な情報収集、地域住民・保護者・関係機関との連携、そして児童生徒の発達段階に応じた自助・共助・公助の意識の醸成等をねらいとする。また、地域・保護者・児童クラブ等の関係機関と連携した引き渡し訓練や石巻市総合防災訓練等を避難訓練の年間計画に位置付け、学校防災と地域防災の連携を深め、実効性の高い防災体制の構築につなげていく。

### 2 防災教育副読本「未来へつなぐ」、「復興・防災マップ」を活用した防災教育の推進

小学校下学年・上学年、中学生向けに、平成24年から作成している防災教育副読本「未来へつなぐ」を活用し、児童生徒の発達段階に応じた防災教育を教育活動全般で横断的に展開する。自然災害のメカニズムや避難行動の基礎的事項の理解、避難所における活動等、「自助」「共助」「公助」についての学びにつなげていく。

また、「復興・防災マップ」を学習活動に取り入れることによって、児童生徒が震災から復興に至るまでの経過を学ぶことができる。生まれ変わった街の姿を進んで調べる体験を通し、被災の経験と向き合い、避難経路や避難場所等防災面の認知にもつながることから、総合的な学習の時間等での積極的な導入を図る。

### 3 実効性の高い学校安全マニュアル策定に向けた体制の整備

地域的な条件等を考慮し、各学校で地域と連携して、学校安全マニュアルを策定する。そのマニュアルを有識者、関係機関等を含むメンバーで構成する石巻市学校防災推進会議のワーキンググループにおいて点検・改善支援し、実効性、専門性の高いマニュアルとなるよう整備の充実を図る。

### 4 地域防災連絡会の充実

それぞれの学校が置かれた地域特性に応じ、学校と地域が一体となって実効性のある学校防災体制を構築するため、各学校区等において地域防災連絡会が設置されている。地域防災連絡会は、町内会長、民生委員、保護者代表、消防団代表、警察、支所等の構成である。石巻市立小・中・高等学校の連携に加え、学校に隣接している児童クラブや必要に応じて地区内にある県立高等学校等との連携も視野に入れる。中学校区単位で情報交換を行い、それぞれの地域の実態に応じた形態を考えていくことで、地域防災連絡会の充実を図る。

### 5 避難所運営の協働体制の構築

東日本大震災当時、石巻市内の避難所となった学校には、3万人を超える市民が避難した。避難者が自治的機能として運営できるまで、学校の教職員が対応に当たった。限られた人員での対応は、実質的に困難であり、学校現場では混乱が生じた。学校が児童生徒の学びの場として正常な機能を取り戻すためには、東日本大震災での教訓も踏まえ、学校は施設管理者として、児童生徒の安全確保および早期の学校再開と学びの確保が妨げられないよう、行政・地域・学校の間で避難所運営に関する事前の協議や役割分担を図り、連携と訓練を進める。

### 6 災害発生に伴う関係機関との連携

学校が緊急避難場所ではない災害のリスクが高まった場合、または想定を超える災害リスクが高まった場合には、校地内にとどまることに固執せず、校地外への立ち退き避難について検討することが重要である。このため、学校は、地域住民、地域の防災組織、行政等と連携し、校地外への立ち退き避難が必要となる状況を想定して、あらかじめ立ち退き避難先や避難方法について検討するとともに、スクールバス（タクシー）、スクールボート等による登下校を行っている場合等、児童生徒の移動を伴う状況における災害発生リスクの高まりにも対応できるよう運業者との連携も含めた体制を整えておくことが重要である。

### 7 教職員の研修・訓練の積極的・計画的な実施と充実

災害対応能力の向上や児童生徒の心のケアの充実に向け、教職員は防災主任を中心として防災に関する研修に参加するとともに、その研修内容を校内教職員間で共有するなどして、研修の充実を図る。研修の内容は、様々な災害の特質を鑑み、教職員一人一人が学校防災総合力を高めるものとする。研修は定期的実施し、常に新たな情報をもとに内容の充実を図る。また、管理職員もこの研修の対象であり、特に災害リスクが高まった場合の避難のタイミング、避難場所についての判断等を適切に行うなどの対応力が求められる。

### 8 災害時における職員の配備体制

災害発生時の教職員の配備体制は、自身の安全確保を前提に災害の種別、規模、発生時間帯に応じて、柔軟で迅速な対応が求められることから、様々な条件を想定した事前の体制整備が重要となる。特に、児童生徒の在校時とそれ以外の時間帯で状況が異なることから、各学校・園では、関係機関との連絡体制、教職員の自宅から学校までの距離、道路状況等の地理的条件など教職員一人一人の事情を考慮するなどして、組織として最大限の力が発揮できるよう役割分担を明確にし、平時から自校の実情に応じた配備体制の整備を図るものとする。

# 石巻市立学校・園災害対策要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、災害を予防又は軽減し、災害発生時における被害の拡大を防ぐとともに、災害の復旧を図るため、石巻市立学校・園における災害対策に関し必要な事項を定めるものとする。

2 災害対策については、法令又はこれに基づく特別の定めによるもののほか、この要綱の定めるところによる。

## (校長・園長の責務)

第2条 校長・園長は、自校・園の教職員、園児・児童生徒の生命、身体及び教育施設等を災害から守るため、災害対策に関する必要な措置を講ずるものとする。

2 校長・園長は、災害対策の実施に当たっては、関係機関等との密接な連携のもとに行うものとする。

3 校長・園長は、自校・園の教職員及び園児・児童生徒に対して、日ごろからの研修等により災害や防災に関する知識を習得するとともに危機管理意識を醸成するものとする。

## (教職員の責務)

第3条 教職員は、この要綱の定めるところにより、災害対策の実行に努めなければならない。

## (校内災害対策委員会)

第4条 災害対策に関する重要事項を審議するために、校内災害対策委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会に関し、必要な事項は校長・園長が別に定める。

## (防災対策)

第5条 委員会は、次に掲げる防災対策を実施するものとする。

- (1) 防災年間計画策定
- (2) 防災教育及び防災訓練
- (3) 施設、設備及び土地並びに危険物等の点検・整備及び安全対策
- (4) 情報の収集並びに伝達方法及び連絡網の整備
- (5) その他防災に関する必要な事項

## (学校園における学校安全マニュアルの策定等)

第6条 委員会は、学校・園の実情に即した学校安全マニュアルを策定し、教職員及び園児・児童生徒にこれを周知するものとする。

## (校内災害対策本部)

第7条 校長・園長は、大規模な災害が発生したとき又は発生が予想されるときは、直ちに校内災害対策本部を(以下「災対本部」)を設置するとともに、校内災害対策配備体制

(以下「配備体制」)を発するものとする。

- 2 配備体制の基準は、別表1のとおりとする。
- 3 配備体制に伴う対応業務は、別表2のとおりとする。
- 4 校長・園長は、災害が発生するおそれなくなった場合又は災害応急活動が完了したときは、災対本部を解散するとともに、配備体制を解除する。

#### (情報の収集等)

第8条 校長・園長は、災害に関する情報を収集するとともに、それらの情報に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

#### (安否の確認)

第9条 校長・園長は、災害が発生したときは、教職員及び園児・児童生徒の安否の確認を速やかに行うものとする。

#### (職務遂行要員の確保等)

第10条 校長・園長は、職務遂行可能な教職員の把握に努め、災害対策業務及び本来の職務を遂行する要員の確保に努めるものとする。

- 2 校長・園長は、教職員に前項の災害対策業務を命ずるときは、健康管理及び衛生管理上の配慮に努めるものとする。

#### (応急処置)

第11条 校長・園長は、災害による教職員、園児・児童生徒の行方不明者及び負傷者の把握に努めるとともに、負傷者の救護に必要な措置を講ずるものとする。

- 2 前項の措置を講ずる場合においては、二次災害の防止に注意を払うものとする。

#### (避難住民の受入れ等)

第12条 校長は、石巻市災害対策本部から自校に避難所設置の要請があったときは、速やかに必要な措置を講ずるものとする。

- 2 前項により自校の施設を避難所として提供したとき、校長は、石巻市地域防災計画に基づく教職員の協力等について関係機関等と協議するものとする。
- 3 校長は、避難所が開設された場合の対応を定めた施設使用方針について、別紙1(避難所運営の初動体制に係る留意事項)をもとに決定しておくものとする。

#### (自主避難住民の受入れ)

第13条 校長は、災害が発生するおそれがあるため、近隣の住民が自主的に緊急避難してきたときは、一時的に自校の適当な場所を緊急避難場所として提供する。

- 2 前項により自校の施設を緊急避難場所として提供したとき、校長は、避難住民受入れ後の対策について関係機関等と協議し、必要な措置を講ずるものとする。

#### (施設等の提供)

第14条 校長は、関係機関等から被災地域における人命救助、その他救護活動等のため自校の施設等の提供の要請があったときは、協議の上、当該施設を提供するものとする。

**(被災状況報告)**

第15条 校長・園長は、被災の状況を的確に把握して、石巻市教育委員会に被害状況等を報告するとともに、関係機関との連絡を密にして、事態の収拾に努めるものとする。

**(災害復旧)**

第16条 校長・園長は、速やかな教育活動の再開に向けて、必要な措置を講ずるものとする。

**(二次災害の防止)**

第17条 校長・園長は、災害復旧に当たって建物の倒壊、崖崩れ等危険区域の発見に努めるとともに、状況に応じて立入禁止等の安全措置を講じ、二次災害の防止に努めるものとする。

**(雑則)**

第18条 この要綱に定めるもののほか、本校の災害対策に関し必要な事項は校長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

【別表1-(1)】

校内災害対策配備体制基準表

石巻市教育委員会

学校園の実態を十分に踏まえ、学校園長の判断により勤務体制に係る学校・園配備要員を事前に策定しておくこと

各目安における学校・園配備要員は、勤務時間中・外を問わず、安全を確保する経路がある場合および自身等の被害状況の有無を考慮の上、参集すること

地震災害対策編				
名称	警戒配備	特別警戒配備	非常配備	
区分	0号	1号	2号	3号
市の基準	・市内で震度4(実測値)の地震が観測されたとき。 ・危機管理部長が必要と認めたとき。	・市内で震度5弱(実測値)の地震が観測されたとき。 ・副市長が必要と認めたとき。	・市内で震度5強(実測値)の地震が観測されたとき。 ・市域で局地的な災害が発生し、又は拡大するおそれがあるとき。 ・特別警戒配備(1号配備)では対処できないと市長が認めたとき。	・市内で震度6弱以上(実測値)の地震が観測されたとき。 ・市が緊急安全確保を発令したとき。 ・市域の広範囲で災害が発生し、又はそのおそれのあるとき。 ・非常配備(2号配備)では対処できないと市長が認めたとき。
市の設置組織	警戒本部	特別警戒本部	災害対策本部	
勤務時間中				
目安	震度4	震度5弱	震度5強	震度6弱以上
学校・園配備要員	必要に応じて校長・園長の判断で配備	校長・園長 教頭・副園長 +校長・園長の判断による人員	校長・園長 教頭・副園長 主幹教諭 教務主任 +校長・園長の判断による人員	全職員
配備内容	・被害があった場合は教育委員会に報告 ・応急対策活動着手	・被害の有無に関わらず教育委員会に被害状況等を報告 ・応急対策活動着手	・校内、園内災害対策本部に移行できる体制を整備 ・被害の有無に関わらず教育委員会に被害状況等を報告 ・応急対策活動着手	・マニュアル記載の地震等災害応急対策の実施 ・被害の有無に関わらず教育委員会に被害状況等を報告 ・応急対策活動着手。
備考	・震度5弱以上の被害報告は、観測後1時間以内を目安とするが、身の安全を確保した上で被害状況の確認および報告をする。 ・「学校施設における被害状況報告について」を参照			
勤務時間外				
目安	震度4	震度5弱	震度5強	震度6弱以上
学校・園配備要員	必要に応じて校長・園長の判断で配備	校長・園長 教頭・副園長 +校長・園長の判断による人員	校長・園長 教頭・副園長 主幹教諭 教務主任 +校長・園長の判断による人員	全職員
配備内容	・被害があった場合は教育委員会に報告 ・応急対策活動着手	・被害の有無に関わらず教育委員会に被害状況等を報告 ・応急対策活動着手	・校内、園内災害対策本部に移行できる体制を整備 ・被害の有無に関わらず教育委員会に被害状況等を報告 ・応急対策活動着手	・マニュアル記載の地震等災害応急対策の実施 ・被害の有無に関わらず教育委員会に被害状況等を報告 ・応急対策活動着手。
備考	・震度5弱以上の被害報告は、観測後1時間以内を目安とするが、身の安全を確保した上で被害状況の確認および報告をする。 ・「学校施設における被害状況報告について」を参照			

●【別表2-(1)】配備体制に伴う対応業務 参照

【別表1-(2)】

校内災害対策配備体制基準表

石巻市教育委員会

学校園の実態を十分に踏まえ、学校園長の判断により勤務体制に係る学校・園配備要員を事前に策定しておくこと  
 各目安における学校・園配備要員は、勤務時間中・外を問わず、安全を確保する経路がある場合および自身等の被害状況の有無を考慮の上、参集すること

津波災害対策編				
区分	0号	1号	2号	3号
市の基準	・北海道・三陸沖後発地震注意情報が発信されたとき ・危機管理部長が必要と認めたとき	・津波注意報が発表されたとき ・副市長が必要と認めたとき	・津波警報が発表されたとき ・市域で局地的な災害が発生し、又は拡大するおそれがあるとき ・特別警戒配備(1号配備)では対処できないと市長が認めたとき	・市内に大津波警報が発表されたとき ・市域の広範囲で災害が発生し、又はそのおそれのあるとき ・非常配備(2号配備)では対処できないと市長が認めたとき
市の設置組織	警戒本部	特別警戒本部	災害対策本部	
勤務時間中				
目安	北海道・三陸沖後発地震情報発信	津波注意報発表	津波警報発表	大津波警報発表
学校・園配備要員	必要に応じて校長・園長の判断で配備	校長・園長 教頭・副園長 +校長・園長の判断による人員	校長・園長 教頭・副園長 主幹教諭 教務主任 +校長・園長の判断による人員	全職員
配備内容	・一週間をめぐりに地震津波発生等の災害の可能性を視野に入れ、災害時の対応について事前の準備、確認を行う。	・被害の有無に関わらず教育委員会に被害状況等を報告 ・応急対策活動着手	・校内、園内災害対策本部に移行できる体制を整備 ・被害の有無に関わらず教育委員会に被害状況等を報告 ・応急対策活動着手	・マニュアル記載の地震等災害応急対策の実施 ・被害の有無に関わらず教育委員会に被害状況等を報告 ・応急対策活動着手
備考	・被害報告は、注意報・警報解除後1時間以内を目安とする。 ・身の安全を確保した上で被害状況の確認および報告をする。 ・「学校施設における被害状況報告について」を参照			
勤務時間外				
目安	北海道・三陸沖後発地震情報発信	津波注意報発表	津波警報発表	大津波警報発表
学校・園配備要員	※1必要に応じて校長・園長の判断で配備	校長・園長 教頭・副園長 +校長・園長の判断による人員	校長・園長 教頭・副園長 主幹教諭 教務主任 +校長・園長の判断による人員	全職員
配備内容	※1配備の有無に関わらず、管理職は今後の災害時の対応について事前の確認を行う。	・被害の有無に関わらず教育委員会に被害状況等を報告 ・応急対策活動着手	・校内、園内災害対策本部に移行できる体制を整備 ・被害の有無に関わらず教育委員会に被害状況等を報告 ・応急対策活動着手	・マニュアル記載の津波等災害応急対策の実施 ・被害の有無に関わらず教育委員会に被害状況等を報告 ・応急対策活動着手
備考	・被害報告は、注意報・警報解除後1時間以内を目安とする。 ・身の安全を確保した上で被害状況の確認および報告をする。 ・「学校施設における被害状況報告について」を参照			

※遠地地震は、上記の記載を基本とするが、津波の到達時間と津波高、実際の被害状況の有無等を考慮し、教育委員会より通知する。対応業務についても同様である。

●【別表2-(2)-①②③】配備体制に伴う対応業務 参照

【別表1-(3)】

校内災害対策配備体制基準表

石巻市教育委員会

学校園の実態を十分に踏まえ、学校園長の判断により勤務体制に係る学校・園配備要員を事前に策定しておくこと

各自安における学校・園配備要員は、勤務時間中・外を問わず、安全を確保する経路がある場合および自身等の被害状況の有無を考慮の上、参集すること

風水害等対策編				
区分	0号	1号	2号	3号
市の基準	・大雨、洪水、高潮のいずれかの警報が発表されたとき ・危機管理部長が必要と認めたとき	・大雨、洪水、高潮のいずれかの警報が発表され、市域の一部に災害の発生が予想されるとき、又は発生したとき ・副市長が必要と認めたとき	・市域で局地的な災害が発生し、又は拡大するおそれがあるとき ・特別警戒配備(1号配備)では対処できないと市長が認めたとき	・市内に特別警報※が発表されたとき ・市が緊急安全確保を発令したとき ・市域の広範囲で災害が発生し、又はそのおそれのあるとき ・非常配備(2号配備)では対処できないと市長が認めたとき ※暴風、暴風雪、大雨、大雪、火山現象特別警報(噴火警報(居住地域))高潮、波浪
市の設置組織	警戒本部	特別警戒本部	災害対策本部	
勤務時間中				
目安	警報発表 (大雨・洪水・高潮いずれか)	警報発表 (大雨・洪水・高潮いずれか)	警報発表 (大雨・洪水・高潮いずれか)	特別警報発表(暴風、暴風雪、大雨、大雪、火山現象、高潮、波浪)
学校・園 配備 要員	校長・園長 教頭・副園長	校長・園長 教頭・副園長 +校長・園長の判断による 人員	校長・園長 教頭・副園長 主幹教諭 教務主任 +校長の・園長判断による 人員	全職員
配備 内容	・被害の有無に関わらず教育委員会に被害状況等を報告 ・応急対策活動着手	・被害の有無に関わらず教育委員会に被害状況等を報告 ・応急対策活動着手	・校内災害対策本部に移行できる体制を整備 ・被害の有無に関わらず教育委員会に被害状況等を報告 ・応急対策活動着手	・マニュアル記載の地震等災害応急対策の実施 ・被害の有無に関わらず教育委員会に被害状況等を報告 ・応急対策活動着手
備考	・警報発表に伴う配備体制の移行については、教育委員会からの情報を得て対応する。 ・被害報告は、注意報・警報解除後速やかに行う。 ・身の安全を確保した上で被害状況の確認および報告をする。 ・「学校施設における被害状況報告について」を参照			
勤務時間外				
目安	警報発表 (大雨・洪水・高潮いずれか)	警報発表 (大雨・洪水・高潮いずれか)	警報発表 (大雨・洪水・高潮いずれか)	特別警報発表(暴風、暴風雪、大雨、大雪、火山現象、高潮、波浪)
学校・園 配備 要員	校長・園長 教頭・副園長	校長・園長 教頭・副園長 +校長・園長の判断による 人員	校長・園長 教頭・副園長 主幹教諭 教務主任 +校長の・園長判断による 人員	全職員
配備 内容	・被害の有無に関わらず教育委員会に被害状況等を報告 ・応急対策活動着手	・被害の有無に関わらず教育委員会に被害状況等を報告 ・応急対策活動着手	・校内災害対策本部に移行できる体制を整備 ・被害の有無に関わらず教育委員会に被害状況等を報告 ・応急対策活動着手	・マニュアル記載の風水害等災害応急対策の実施 ・被害の有無に関わらず教育委員会に被害状況等を報告 ・応急対策活動着手
備考	・警報発表に伴う配備体制の移行については、教育委員会からの情報を得て対応する。 ・被害報告は、注意報・警報解除後に行う。解除が午後5時以降の場合は、翌朝8時30分までに報告する。 ・身の安全を確保した上で被害状況の確認および報告をする。 ・「学校施設における被害状況報告について」を参照			

●【別表2-(3)】配備体制に伴う対応業務 参照

【別表2-(1)】

配備体制に伴う対応業務について

石巻市教育委員会

地震発生時				
対応業務のポイント	○校長・園長は、児童生徒・園児を避難させる。 ○校長・園長は、人的・物的被害及び教育活動に支障をきたす被害があった場合には、教育委員会に報告する。 ○施設外へ避難した場合は、安全確保の上報告する。	○校長・園長は、児童生徒・園児を避難させる。 ○校長・園長は、人的・物的被害及び教育活動に支障をきたす被害について、その有無に関わらず、教育委員会に報告する。 ○施設外へ避難した場合は、安全確保の上報告する。	○校長・園長は、児童生徒・園児を避難させる。 ○校長・園長は、人的・物的被害及び教育活動に支障をきたす被害について、その有無に関わらず、教育委員会に報告する。 ○校長・園長は、児童生徒・園児の保護者引渡しを実施する。 ○施設外へ避難した場合は、安全確保の上報告する。	
勤務時間中				
	震度4	震度5弱	震度5強	震度6弱以上
勤務体制	災害対応を優先する			
被害報告	被害があった場合のみ	被害の有無に関わらず	被害の有無に関わらず	被害の有無に関わらず
保護者引渡し	※1不要	※1不要	※2児童生徒がいる場合は、保護者引渡しを実施	※2児童生徒がいる場合は保護者引渡しを実施
授業等再開	被害がなければ、再開		打ち切り	打ち切り
備考	※1ただし、児童生徒に危険が及ぶ可能性がある場合は、学校で一時預かり保護者引渡しとする。		※2引渡し後、もしくは引渡しのために来校・来園する保護者に危険が及ぶ可能性がある場合は、学校で一時預かり、もしくは留置きとする。	
・避難所開設の指示がなくても、避難に来た者がある場合は、受け入れる。その旨を教育委員会に連絡する。				

対応業務のポイント	○校長・園長は、人的・物的被害及び教育活動に支障をきたす被害があった場合には、教育委員会に報告する。 ○他地域へ避難した場合は、安全確保の上報告する。	○校長・園長は、人的・物的被害及び教育活動に支障をきたす被害について、その有無に関わらず、教育委員会に報告する。 ○配備体制に定められた人員は参集し、被害状況等を確認する。 ○他地域へ避難した場合は、安全確保の上報告する。	○校長・園長は、人的・物的被害及び教育活動に支障をきたす被害について、その有無に関わらず、教育委員会に報告する。 ○全職員が参集し、被害状況の把握・安否確認・災害応急対策を実施する。 ○他地域へ避難した場合は、安全確保の上報告する。	
勤務時間外				
	震度4	震度5弱	震度5強	震度6弱以上
勤務体制	状況に応じて参集	配備体制表で定められた人員が参集し災害対応		全職員
被害報告	被害があった場合のみ	被害の有無に関わらず	被害の有無に関わらず	被害の有無に関わらず
保護者引渡し				
学校再開	被害がなければ、再開		教育委員会が災対本部に諮り再開を判断。教育委員会から連絡	
備考	・勤務体制に係る参集は、安全を確保する経路がある場合および、自身等の被害状況の有無を考慮の上、参集する。 ・避難所開設の指示がなくても、避難に来た者がある場合は、受け入れる。その旨を教育委員会に連絡する。			

【別表2-(2)-①】

配備体制に伴う対応業務について

石巻市教育委員会

津波発生時		【内陸地域】 河南中学校区、桃生中学校区			
対応業務のポイント	<ul style="list-style-type: none"> <li>○校長・園長は、情報収集に努める。</li> <li>○校長・園長は、人的・物的被害及び教育活動に支障をきたす被害があった場合には、教育委員会に報告する。</li> <li>○施設外へ避難した場合は、安全確保の上報告する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○校長・園長は、児童生徒・園児を避難させる。</li> <li>○校長・園長は、人的・物的被害及び教育活動に支障をきたす被害について、その有無に関わらず、教育委員会に報告する。</li> <li>○施設外へ避難した場合は、安全確保の上報告する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○校長・園長は、児童生徒・園児を避難させる。</li> <li>○校長・園長は、人的・物的被害及び教育活動に支障をきたす被害について、その有無に関わらず、教育委員会に報告する。</li> <li>○校長・園長は、児童生徒・園児の保護者引渡しを実施する。</li> <li>○施設外へ避難した場合は、安全確保の上報告する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○校長・園長は、児童生徒・園児を避難させる。</li> <li>○校長・園長は、人的・物的被害及び教育活動に支障をきたす被害について、その有無に関わらず、教育委員会に報告する。</li> <li>○施設外へ避難した場合は、安全確保の上報告する。</li> </ul>	
<b>勤務時間中</b>					
	北海道・三陸沖後発地震情報発信	津波注意報発表	津波警報発表	大津波警報発表	
勤務体制	災害対応を優先する				
被害報告	被害があった場合のみ	被害の有無に関わらず	被害の有無に関わらず	被害の有無に関わらず	
保護者引渡し	※1不要	※1不要	※2児童生徒がいる場合は、保護者引渡しを実施	留め置き	
授業等再開	通常授業	通常授業	打ち切り	打ち切り	
備考	※1ただし、児童生徒に危険が及ぶ可能性がある場合は、学校で一時預かり、教師等の引率による集団下校、保護者引渡しとする。		※2引渡し後、もしくは引渡しのために来校・来園する保護者に危険が及ぶ可能性がある場合は、留め置きとする。	・保護者が引渡しで来校した場合は、児童生徒とともに学校に留め置く。	
・避難所開設の指示がなくても、避難に来た者がある場合は、受け入れる。その旨を教育委員会に連絡する。					

対応業務のポイント	<ul style="list-style-type: none"> <li>○校長・園長は、人的・物的被害及び教育活動に支障をきたす被害があった場合には、教育委員会に報告する。</li> <li>○他地域へ避難した場合は、安全確保の上報告する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○校長・園長は、人的・物的被害及び教育活動に支障をきたす被害について、その有無に関わらず、教育委員会に報告する。</li> <li>○配備体制に定められた人員は参集し、被害状況等を確認する。</li> <li>○他地域へ避難した場合は、安全確保の上報告する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○校長・園長は、人的・物的被害及び教育活動に支障をきたす被害について、その有無に関わらず、教育委員会に報告する。</li> <li>○配備体制に定められた人員は参集し、被害状況等を確認する。</li> <li>○他地域へ避難した場合は、安全確保の上報告する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○校長・園長は、人的・物的被害及び教育活動に支障をきたす被害について、その有無に関わらず、教育委員会に報告する。</li> <li>○全職員が参集し、被害状況の把握・災害確認・害応急対策を実施する。</li> <li>○他地域へ避難した場合は、安全確保の上報告する。</li> </ul>	
<b>勤務時間外</b>					
	北海道・三陸沖後発地震情報発信	津波注意報発表	津波警報発表	大津波警報発表	
勤務体制	状況に応じて参集	配備体制表で定められた人員が参集し災害対応		全職員	
被害報告	被害があった場合のみ	被害の有無に関わらず	被害の有無に関わらず	被害の有無に関わらず	
保護者引渡し					
学校再開	被害がなければ、再開		教育委員会が災対本部に諮り再開を判断。教育委員会から連絡		
備考	・勤務体制に係る参集は、安全を確保する経路がある場合および、自身等の被害状況の有無を考慮の上、参集する。 ・避難所開設の指示がなくても、避難に来た者がある場合は、受け入れる。その旨を教育委員会に連絡する。				

※遠地地震は、上記の記載を基本とするが、津波の到達時間と津波高、実際の被害状況の有無等を考慮し、教育委員会より通知する。配備体制についても同様である。

【別表2-(2)-②】

配備体制に伴う対応業務について

石巻市教育委員会

津波発生時		【沿岸地域】 渡波中学校区、湊中学校区、牡鹿中学校区、雄勝中学校区、万石浦中学校区、北上中学校区			
対応業務のポイント	<ul style="list-style-type: none"> <li>○校長・園長は、情報収集に努める。</li> <li>○校長・園長は、人的・物的被害及び教育活動に支障をきたす被害があった場合には、教育委員会に報告する。</li> <li>○施設外へ避難した場合は、安全確保の上報告する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○校長・園長は、児童生徒・園児を避難させる。</li> <li>○校長・園長は、人的・物的被害及び教育活動に支障をきたす被害について、その有無に関わらず、教育委員会に報告する。</li> <li>○施設外へ避難した場合は、安全確保の上報告する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○校長・園長は、児童生徒・園児を避難させる。</li> <li>○校長・園長は、人的・物的被害及び教育活動に支障をきたす被害について、その有無に関わらず、教育委員会に報告する。</li> <li>○校長・園長は、教育委員会から通知のあった場合は引渡しをする。</li> <li>○施設外へ避難した場合は、安全確保の上報告する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○校長・園長は、児童生徒・園児を避難させる。</li> <li>○校長・園長は、人的・物的被害及び教育活動に支障をきたす被害について、その有無に関わらず、教育委員会に報告する。</li> <li>○施設外へ避難した場合は、安全確保の上報告する。</li> </ul>	
勤務時間中					
	北海道・三陸沖後発地震情報発信	津波注意報発表	津波警報発表	大津波警報発表	
勤務体制	災害対応を優先する				
被害報告	被害があった場合のみ	被害の有無に関わらず	被害の有無に関わらず	被害の有無に関わらず	
保護者引渡し	※1不要	※1不要	※3留め置き	留め置き	
授業等再開	通常授業	※2通常授業	打ち切り	打ち切り	
備考	※1ただし、児童生徒に危険が及ぶ可能性がある場合は、学校で一時預かり、教師等の引率による集団下校、保護者引渡しとする。	※1ただし、児童生徒に危険が及ぶ可能性がある場合は、学校で一時預かり、教師等の引率による集団下校、保護者引渡しとする。  ※2通常授業打ち切り等の対応が必要な場合は、教育委員会より通知する。	※3災对本部に諮り、保護者引渡しが可能な場合は、教育委員会より通知をする。	保護者が引渡しで来校した場合は、児童生徒とともに学校に留め置く。	
・避難所開設の指示がなくても、避難に来た者がある場合は、受け入れる。その旨を教育委員会に連絡する。					

対応業務のポイント	<ul style="list-style-type: none"> <li>○校長・園長は、人的・物的被害及び教育活動に支障をきたす被害があった場合には、教育委員会に報告する。</li> <li>○他地域へ避難した場合は、安全確保の上報告する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○校長・園長は、人的・物的被害及び教育活動に支障をきたす被害について、その有無に関わらず、教育委員会に報告する。</li> <li>○配備体制に定められた人員は出勤し、被害状況等を確認する。</li> <li>○他地域へ避難した場合は、安全確保の上報告する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○校長・園長は、人的・物的被害及び教育活動に支障をきたす被害について、その有無に関わらず、教育委員会に報告する。</li> <li>○全職員が参集し、被害状況の把握・安否確認・災害応急対策を実施する。</li> <li>○他地域へ避難した場合は、安全確保の上報告する。</li> </ul>		
勤務時間外					
	北海道・三陸沖後発地震情報発信	津波注意報発表	津波警報発表	大津波警報発表	
勤務体制	状況に応じて参集	配備体制表で定められた人員が参集し災害対応		全職員	
被害報告	被害があった場合のみ	被害の有無に関わらず	被害の有無に関わらず	被害の有無に関わらず	
保護者引渡し	/				
学校再開	被害がなければ、再開		教育委員会が災对本部に諮り再開を判断。教育委員会から連絡		
備考	・勤務体制に係る参集は、安全を確保する経路がある場合および、自身等の被害状況の有無を考慮の上、参集する。 ・避難所開設の指示がなくても、避難に来た者がある場合は、受け入れる。その旨を教育委員会に連絡する。				

※遠地震は、上記の記載を基本とするが、津波の到達時間と津波高、実際の被害状況の有無等を考慮し、教育委員会より通知する。配備体制についても同様である。

【別表2-(2)-③】

配備体制に伴う対応業務について

石巻市教育委員会

津波発生時				
【内陸・沿岸混在地域】石巻中学校区、住吉中学校区、青葉中学校区、山下中学校区、蛇田中学校区、稲井中学校区、河北中学校区、飯野川中学校区				
対応業務のポイント	○校長・園長は、情報収集に努める。 ○校長・園長は、人的・物的被害及び教育活動に支障をきたす被害があった場合には、教育委員会に報告する。 ○施設外へ避難した場合は、安全確保の上報告する。	○校長・園長は、児童生徒を避難させる。 ○校長・園長は、人的・物的被害及び教育活動に支障をきたす被害について、その有無に関わらず、教育委員会に報告する。 ○施設外へ避難した場合は、安全確保の上報告する。	○校長・園長は、児童生徒を避難させる。 ○校長・園長は、人的・物的被害及び教育活動に支障をきたす被害について、その有無に関わらず、教育委員会に報告する。 ○校長・園長は、児童生徒の保護者引渡しを実施する。 ○施設外へ避難した場合は、安全確保の上報告する。	○校長・園長は、児童生徒を避難させる。 ○校長・園長は、人的・物的被害及び教育活動に支障をきたす被害について、その有無に関わらず、教育委員会に報告する。 ○施設外へ避難した場合は、安全確保の上報告する。
勤務時間中				
	北海道・三陸沖後発地震情報発信	津波注意報発表	津波警報発表	大津波警報発表
勤務体制	災害対応を優先する			
被害報告	被害があった場合のみ	被害の有無に関わらず	被害の有無に関わらず	被害の有無に関わらず
保護者引渡し	※1不要	※1不要	※3児童生徒がいる場合は、保護者引渡しを実施	留め置き
授業等再開	通常授業	※2通常授業	打ち切り	打ち切り
備考	※1ただし、児童生徒に危険が及ぶ可能性がある場合は、学校で一時預かり、教師等の引率による集団下校、保護者引渡しとする。	※1ただし、児童生徒に危険が及ぶ可能性がある場合は、学校で一時預かり、教師等の引率による集団下校、保護者引渡しとする。 ※2通常授業打ち切り等の対応が必要な場合は、教育委員会より通知する。	※3引渡し後、もしくは引渡しのために来校・来園する保護者に危険が及ぶ可能性がある場合は、留め置きとする。	・保護者が引渡しで来校した場合は、児童生徒とともに学校に留め置く。
・避難所開設の指示がなくても、避難に来た者がある場合は、受け入れる。その旨を教育委員会に連絡する。				
対応業務のポイント	○校長・園長は、人的・物的被害及び教育活動に支障をきたす被害があった場合には、教育委員会に報告する。 ○他地域へ避難した場合は、安全確保の上報告する。	○校長・園長は、人的・物的被害及び教育活動に支障をきたす被害について、その有無に関わらず、教育委員会に報告する。 ○配備体制に定められた人員は参集し、被害状況を確認する。 ○他地域へ避難した場合は、安全確保の上報告する。	○校長・園長は、人的・物的被害及び教育活動に支障をきたす被害について、その有無に関わらず、教育委員会に報告する。 ○全職員が参集し、被害状況の把握・安否確認・災害応急対策を実施する。 ○他地域へ避難した場合は、安全確保の上報告する。	
勤務時間外				
	北海道・三陸沖後発地震情報発信	津波注意報発表	津波警報発表	大津波警報発表
勤務体制	状況に応じて参集	配備体制表で定められた人員が参集し災害対応		全職員
被害報告	被害があった場合のみ	被害の有無に関わらず	被害の有無に関わらず	被害の有無に関わらず
保護者引渡し				
学校再開	被害がなければ、再開		教育委員会が災対本部に諮り再開を判断。教育委員会から連絡	
備考	・勤務体制に係る参集は、安全を確保する経路がある場合および、自身等の被害状況の有無を考慮の上、参集する。 ・避難所開設の指示がなくても、避難に来た者がある場合は、受け入れる。その旨を教育委員会に連絡する。			

※遠地地震は、上記の記載を基本とするが、津波の到達時間と津波高、実際の被害状況の有無等を考慮し、教育委員会より通知する。配備体制についても同様である。

【別表2-(3)】

配備体制に伴う対応業務について

石巻市教育委員会

風水害等発生時				
対応業務のポイント	<ul style="list-style-type: none"> <li>○校長・園長は、気象状況および教育委員会等からの情報に注意し、必要に応じ、主体的・臨機応変に対応する。</li> <li>○校長・園長は、学区全域における過去の冠水等の状況も考慮して対応する。</li> <li>○校長・園長は、人的・物的被害及び教育活動に支障をきたす被害について、その有無に関わらず教育委員会に連絡する。</li> <li>○校長・園長は、中学校区との連携調整を図る。</li> <li>○校長・園長は、翌日の緊急対応が必要な場合に、児童生徒保護者に通知する。</li> <li>○校長・園長は、児童生徒在校時に発表された場合、留め置き、集団下校、保護者引渡しに備える。</li> </ul>			
勤務時間中				
区分	0号	1号	2号	3号
市の設置組織	警戒本部	特別警戒本部	災害対策本部	
	警報発表 (大雨・洪水・高潮いずれか)	警報発表 (大雨・洪水・高潮いずれか)	警報発表 (大雨・洪水・高潮いずれか)	特別警報発表(暴風、暴風雪、大雨、大雪、火山現象、高潮、波浪)
勤務体制	災害対応を優先する			
被害報告	被害の有無に関わらず	被害の有無に関わらず	被害の有無に関わらず	被害の有無に関わらず
保護者引渡し	※1不要		※3児童生徒がいる場合は、保護者引渡しを実施	
授業等再開	※2通常授業		打ち切り	
備考	※1ただし、局地的な豪雨により児童に危険が及ぶ可能性がある場合は、学校で一時預かり、教師等の引率による集団下校、保護者引渡しとする。 ※2ただし、気象庁等が予想する雨量の急激な増加や学校・園が立地する条件を加味した上で、下校等で危険が及ぶ可能性がある場合は、授業打ち切り後、集団下校、引渡し等の措置をとる。		※3引渡し後に児童に危険が及ぶ可能性がある場合は、学校留め置きとする。 ※3引渡し後、もしくは引渡しのために来校・来園する保護者に危険が及ぶ可能性がある場合は、留め置きとする。	
	・避難所開設の指示がなくても、避難に来た者がある場合は、受け入れる。その旨を教育委員会に連絡する。 ・警報発表に伴う区分の移行については、教育委員会から連絡をする。			

対応業務のポイント	<ul style="list-style-type: none"> <li>○校長・園長は、気象状況および教育委員会等からの情報に注意し、必要に応じ、主体的・臨機応変に対応する。</li> <li>○校長・園長は、学区全域における過去の冠水等の状況も考慮して対応する。</li> <li>○校長・園長は、人的・物的被害及び教育活動に支障をきたす被害について、その有無に関わらず教育委員会に連絡する。</li> <li>○校長・園長は、中学校区との連携調整を図る。</li> <li>○校長・園長は、当日、深夜、早朝に発表された場合、保護者への緊急連絡ができるよう参集をする。</li> </ul>			
勤務時間外				
区分	0号	1号	2号	3号
市の設置組織	警戒本部	特別警戒本部	災害対策本部	
	警報発表 (大雨・洪水・高潮いずれか)	警報発表 (大雨・洪水・高潮いずれか)	警報発表 (大雨・洪水・高潮いずれか)	特別警報発表(暴風、暴風雪、大雨、大雪、火山現象、高潮、波浪)
勤務体制	配備体制表で定められた人員が参集し災害対応			全職員
被害報告	被害の有無に関わらず	被害の有無に関わらず	被害の有無に関わらず	被害の有無に関わらず
保護者引渡し	/			
学校再開	被害がなければ、再開		教育委員会が災対本部に諮り再開を判断。教育委員会から連絡	
備考	・勤務体制に係る参集は、安全を確保する経路がある場合および、自身等の被害状況の有無を考慮の上、参集する。 ・避難所開設の指示がなくても、避難に来た者がある場合は、受け入れる。その旨を教育委員会に連絡する。 ・警報発表に伴う区分の移行については、教育委員会から連絡をする。			

## 別紙 1

# 避難所運営の初動体制に係る留意事項

## 1 避難所の設定

### (1) 施設使用方針

校長は、学校施設が避難所として使用されることを想定し、あらかじめ施設使用方針を決定しておくものとする。

### (2) 避難所使用除外施設

施設使用方針の決定に当たっては、学校運営や応急教育への対応等を踏まえ、次の施設を避難所使用施設から除外するなどの配慮を行い、使用施設の優先順位を明確にしておくものとする。

また、各校が置かれた状況に応じて適切に対応するものとする。

ア 教育活動スペースとしての普通教室

イ 管理スペースとしての校長室・職員室

ウ 医療活動スペースとしての保健室等

エ 機器・化学薬品等がある特別教室

オ その他避難所として使用させることにより、学校運営や教育活動に支障をきたす施設

### (3) 要援護者等への配慮

要援護者等特に配慮の必要な方々に対し適切に対応するため、校長は、あらかじめスペースを確保しておく。

## 2 避難所となった学校における教職員の対応の在り方

### (1) 避難所の開設及び管理運営

災害時における教職員の第一義的な役割は、児童生徒の安全確保とともに、学校教育活動の早期正常化に向けた取組であるが、学校が避難所となった場合、教職員は、避難所の開設等の応急対策について、必要に応じて協力するものとする。

### (2) 避難所となった学校における教職員の役割

校長は、組織化された危機管理体制のもと、避難所の開設や管理運営業務が円滑に機能するよう努めるものとする。

なお、教職員の役割は、あくまで初動期における支援や協力であるが、場合によっては直接避難所の開設等に従事しなければならないことも想定される。その場合における基本的な業務は、次のとおりとする。

ア 学校施設の開錠

イ 学校施設の被害状況の確認及び安全の確認

ウ 学校施設の立ち入り禁止区域の設定

エ 避難者の誘導

オ 負傷者の救護

カ 学校施設内に保管されている防災備蓄品の搬出（備蓄されている学校に限る。）

### (3) 勤務時間外における教職員の配備体制

校長は、組織化された危機管理体制のもと勤務時間外に地震等の災害が発生した場合の教職員の配備体制を明確にし、適切な初動体制がとれるようにしておくものとする。

#### (4) 教職員の服務等

教職員の第一義的な役割は、児童生徒の安全確保及び教育活動の早期正常化に向けて取り組むことであり、災害発生時における学校管理業務は職務として取り扱うものとする。

また、災害発生直後の避難所開設業務は、学校の管理業務の一端を担うものであり、職務として取り扱うものとする。

ただし、長期にわたり避難所の業務に従事することについて、慎重な対応が必要であることから、教育委員会等と十分な協議を行い対応するものとする。

#### (5) 公務災害

公務災害は一般的には公務遂行性、公務起因性の二つの要件を満たす必要があり、学校の管理業務については、これら要件を明らかに満たすものである。

また、災害発生直後の避難所開設業務も、服務上の公務として認められることから、公務遂行性、公務起因性を満たすものである。

#### (6) 手当支給関係

##### ア 管理職員

週休日等に学校の管理業務等に従事した場合に、支給要件を満たしたときは、管理職員特別勤務手当（職員の給与に関する条例(昭和32年宮城県条例第29号)第18条の2）を支給することができる。

##### イ 管理職員以外の一般の教育職員

週休日等に学校の管理業務等に従事した場合に、支給要件を満たしたときは、教員特殊業務手当（職員の特殊勤務手当に関する条例(平成12年宮城県条例第128号)第26条第1項第1号ア）を支給することができる。

※公立学校の教育職員の給与等に関する特別措置法第6条（時間外勤務命令の制限）において、臨時または緊急の場合を除き、正規の勤務時間を超えて勤務を命令してはいけない。

このことを受け、災害時は、臨時、緊急の場合となるため、勤務を命令することができる。

##### ウ 管理職員以外の一般の教育職員以外の職員

勤務時間外に学校の管理業務等に従事した場合に、支給要件を満たしたときは、時間外勤務手当（職員の給与に関する条例第14条）を支給することができる。

### 3 避難所が長期化した場合の対応

東日本大震災において、石巻市では、8か月もの間、避難所を開設し続けた学校がある。このことから、教育委員会は、学校における避難所開設が長期化すると見込まれ、教育活動の早期正常化に向けた取組に支障が生じると判断したときは、市災害対策本部に対し、必要に応じて避難所の早期解消・移転を要請できるものとする。

### 4 教職員の負担軽減への配慮

避難所の開設や管理運営業務に対する教職員の支援や協力は、災害発生後の初期段階における緊急対応に限定されるものである。

このことから、教育委員会は、学校が教育活動の再開等に向けた取組が円滑に推進できるように、教職員の負担軽減について十分な配慮を行うものとする。